

## 第 12 回 (リーガル・テクノロジー) Ji2 ニュースメモ

弊社 Ji2 では、使える「米国訴訟とリーガルテクノロジー」の内容で、日系企業の法務・知財部向けに、日本語でリーガルテクノロジー(法務技術)を焦点に、メモ形式で毎月発信させて頂いております。今後の内容など、ご要望などありましたら遠慮なくメールで 岡部 ([kokabe@ji2.com](mailto:kokabe@ji2.com))まで 問い合わせください。

**【米国ケース】USB ドライブ上のデータ破棄による制裁:Wilson 対 Thorn Energy 社 (2010 年ニューヨーク州連邦地裁)**

石油の投資プロジェクトに関する資金の運用を巡り係争中のケース。原告が被告に提出を求めていた財務記録を保管した USB ドライブの破損がディスカバリーの争点となった。原告は、争点となっている金銭に関する被告の財務記録の提出を求め、被告はこれに同意したものの順守することができなかった。その後、裁判所からの開示命令を受けたにも関わらず、被告が数度に渡り不提出を繰り返したため、原告は、被告が法廷の開示命令に違反したとして FRCP(連邦民事訴訟規則)37(b)に基づく制裁を申し立てた。 [続きはこちらへ](#)

**【米国】米国パテント・トロールとディスカバリー対応**

グローバルに事業を展開する日系企業が直面する特許侵害訴訟の中でも特にやっかいなのが、NPE (Non-Practicing Entity: 特許不実施団体)、いわゆるパテント・トロールとの係争です。今回は、日本企業を狙ったパテント・トロールによる特許訴訟でのディスカバリー対応について、ディスカバリー専門業者としての経験から解説します。

2008 年の調査\*では、弁護士の 83%が係争の事実ではなくコストが和解の決め手になると回答しています。近年の訴訟ではディスカバリーコストが訴訟費用の 50%以上を占めるといわれ、膨大なディスカバリー費用の支出を避けたい企業の心理を突いて、できる限り広範囲なデータの開示を要求することにより、早期の和解に持ち込む、あるいは和解金を出来るだけ吊り上げるとというのがパテント・トロールの作戦です。パテント・トロールが相手側の企業に広範囲なディスカバリーを積極的に求めることができる背景には、両当事者間の圧倒的なデータ量の差があります。パテント・トロールは自らの保有する特許権を実施して製品やサービスの提供行わないため、開示すべきデータ量も多くありません。対する被告側企業はグローバルに事業を展開するためデータ量はケタ違いとなります。圧倒的に不利なデータ量の差を克服し、ディスカバリーで隙を見せないためには、次のような点に留意した対応が必要です。

1. 社内データマップの作成
2. 訴訟ホールド(Litigation Hold)の開始時期
3. 案件の早期評価(ECA)による段階的なディスカバリー
4. アクセス困難なデータの開示免除およびコストシフティング

これまで日本企業に多かったのは、パテント・トロールを悪と考え「断固として戦う」、「弱みは見せない」というアプローチでした。このため、ディスカバリーのフェーズを避けられない場合は始めからトライアルを想定し、膨大なコストを費やしていました。しかし、近年はパテント・トロール企業との無意味な訴訟を避けるため、早期の和解成立や有利な条件での和解を目指し、ディスカバリーを和解戦略として位置づける日本企業が増えています。いずれのアプローチにせよ、パテント・トロール相手のディスカバリー対応を適切に講じることで、訴訟において「手強い企業」であることを印象づけることが出来るのではないのでしょうか。\*American College of Trial Lawyers および Institute for the Advancement of the American Legal System 調べ

## 【イベント・セミナー情報】

---

### HP Software Universe Tokyo 2010

開催日:9月16日(木)

主催:日本ヒューレット・パッカード株式会社

場所:グランドハイアット東京 3F グランドボールルーム

定員:400名

参加費:参加費無料(事前登録制 : 定員となり次第、受付を終了させていただきます)

14:30~15:15 【C-2】

『IT部門も知っておくべき,米国訴訟における電子証拠開示時の実務~訴訟関連データの収集から提出まで~』

(株)Ji2 プロジェクトマネージャー 吉田 卓

#### 概要

日本企業がグローバル訴訟に効率よく対応するためには、Eディスカバリー対応プロセス、電子文書管理が不可欠です。IT部門が果たす役割について解説します。

お申込み: [http://h50146.www5.hp.com/events/seminars/info/SW\\_Univ2010.html#entry](http://h50146.www5.hp.com/events/seminars/info/SW_Univ2010.html#entry)

---

### 『Business Law Journal(BLJ)後援セミナー』

法務・知財部向け:米国訴訟におけるeDiscoveryを有利に進める為の文書管理

講演予定:フィネガン・ヘンダーソン・ファラボー・ギャレット&ダナー外国法事務弁護士事務所

パートナー 吉田 直樹 先生

日程:2010年10月27日(水)

時間:13:30~16:30(13:00受付開始)

会場:東京都千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル 10階

コンファレンススクエア M+グランド

受付は9月13日の週より行う予定でございます。詳細は後日改めてご連絡申し上げます。

---

---

\*日本企業様向けに日本語でのEディスカバリー情報(電子情報開示)を米国より発信しております。ぜひ一度ご覧下さい。

>> [Ji2 eDiscovery ブログページ](#)

---

---

### 『Ji2の新サービス』

- 国内データホスティング始めました
- ドキュメントレビューサービス始めました

ー 世界規模の総合法律事務所(Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP 法律事務所 <http://bit.ly/8ZTfsK>)とアライアンスパートナープログラム「PEARL」の提供を開始しました。

---

ニュースメモの配信先は、弊社とお取引させていただいた方々や、セミナーで名刺交換させていただいた方々にお送りしております。配信不要の方はお手数ですがメールの最後にございます、配信解除を送信して頂きますようお願いいたします。メール配信の停止、およびメールアドレスの変更等は[こちら](#)から

発行・編集 Ji2, Inc. 11235 Knott Ave., Suite C, Cypress, CA 90630  
Phone: 714-243-6121

このニュースメモに掲載された記事を許可なく転載することを禁じます。(C) Ji2, Inc.